

第3章 サービスの現状

1 地域福祉

(1) 八百津町社会福祉協議会

八百津町社会福祉協議会では図表3-1の事業に取り組んでいます。

図表3-1 八百津町社会福祉協議会の障がいのある人に関する事業

事業名	内容
声のサービス事業	音訳ボランティアの協力で、目が不自由な方へ町広報、保健センター便りなどを録音したカセットテープを郵送で届けます。
重度心身障がい者等交通費助成事業	在宅で重度の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者がタクシー等を使用し通院する際の料金の一部を助成します。人工透析治療を受けている方で、特に必要と認められた方はタクシー等の利用料金相当額又は燃料費を助成します。
車いす搭載軽自動車(きぼう号)の貸出し	身体の障がいなどで自家用車での外出が困難な方に対し、車いすのまま乗り込みができる軽自動車の貸出しを行います。
ふれあい型配食サービス事業	在宅の65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、重度障がい者世帯に対し安否確認やボランティア等とのふれあいを目的とした配食サービスを行います。

資料：八百津町社会福祉協議会（平成28年度）

(2) ボランティア

八百津町社会福祉協議会に登録しているボランティアの推移をみると、登録人数の合計は平成26年まで増加していましたが、その後は600人台で推移し、平成29年は629人となっています。グループ登録の人数が減少しています。

図表3-2 ボランティア登録団体・登録人員の推移

区分	グループ登録		個人登録	登録人数計 (人)
	団体数	人数(人)	人数(人)	
平成24年	25	692	3	695
平成25年	27	699	4	703
平成26年	29	741	4	745
平成27年	26	664	4	668
平成28年	27	677	4	681
平成29年	27	625	4	629

資料：八百津町社会福祉協議会

(3) 相談員

民生委員・児童委員は障がいのある人や高齢者などの生活の困りごとの相談に応じたり、地域福祉活動の推進などを行っています。身体障害者相談員および知的障害者相談員は障がいのある人とその家族から相談を受け指導・助言を行い、関係機関との連絡を行います。民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員の人数は次のとおりです。

図表 3-3 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員の実数

区 分	民生委員・児童委員	身体障害者相談員	知的障害者相談員
実 数	30人	8人	1人

資料：健康福祉課（平成28年度）

(4) 障がい者の団体

障がいのある人やその家族で結成されている主な当事者団体は次のとおりです。

図表 3-4 障がい者の団体

団 体 名	会員数
八百津町身体障がい者福祉協会	91人
八百津町腎友会	12人

資料：健康福祉課（平成29年7月現在）

2 まちづくり

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）等により、障がい者や高齢者などの自立した日常生活や社会生活を確保するため、バリアフリー化が進められています。本町では、ユニバーサルデザイン、バリアフリー化の推進に努めています。

車いすを使用している人が利用できる広さや手すりなどが整備され、さまざまな人が利用可能である多目的トイレは、平成28年度4月現在、公共施設等に14か所、公園等に7か所設置しています。

視覚障害者誘導用ブロックは、5か所（平成28年4月現在）に設置されています。

図表3-5 多目的トイレ設置数

区 分	設置か所数	備 考
公共施設等	14か所	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公民館 2か所 ・錦津コミュニティセンター 1か所 ・杉原千畝記念館 1か所 ・しおなみ山の直売所 1か所 ・保健センター 1か所 ・福祉センター 1か所 ・蘇水園 1か所 ・防災センター 1か所 ・芦渡消防センター 1か所 ・八百津小学校 1か所 ・八百津小学校体育館 1か所 ・和知小学校 1か所 ・八百津中学校 1か所
公園等	7か所	<ul style="list-style-type: none"> ・めいそうの森 1か所 ・人道の丘公園 2か所 ・蘇水公園 2か所 ・水源の森 1か所 ・見行山駐車場 1か所

関係各課（平成28年4月現在）

3 教育・療育

(1) 障がい児保育

本町の5か所の保育園ではいずれも障がいのある児童の受け入れを行います。平成29年4月現在、4か所の保育園に12人の療育の必要な児童が通園しており、うち6人が障害者手帳を所持しています。

図表3-6 療育の必要な児童の受け入れ状況

単位：人（手帳所持者）

区分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
八百津保育園	5	9	0	3 (1)	1	1
錦津保育園	3	7	0	3 (1)	2 (2)	2 (2)
和知保育園	8	14	8	8	7 (3)	7 (3)
久田見保育園	2	2	0	2	2 (1)	2 (1)
潮南保育園	0	休園	-	-	-	-
計	18	32	8	16 (2)	12 (6)	12 (6)

資料：健康福祉課（各年4月現在）

(2) 障害児通所支援

児童福祉法等の改正により、平成24年4月1日から、通所施設・通所サービスは障害児通所支援に一元化されました。なお、居宅訪問型児童発達支援は、平成28年6月の児童福祉法の改正により創設されたもので、平成30年4月1日から適用されます。

図表3-7 障害児通所支援

- ・児童発達支援
 - ・医療型児童発達支援
 - ・放課後等デイサービス
 - ・居宅訪問型児童発達支援
 - ・保育所等訪問支援
- <児童福祉法> 【実施主体は市町村】

本町では、八百津町親子教室で児童発達支援と放課後等デイサービスを行っています。

児童発達支援は、平成26年度まで利用児童数は増加していましたが、その後は減少に転じており、平成28年度は26人となっています。

放課後等デイサービスは、利用児童数の増加が続いており、平成28年度には46人の利用がありました（図表3-8）。

図表3-8 障害児通所支援（八百津町親子教室）の利用状況

区 分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
児童発達支援	人	22	24	30	28	26
	人日	1,220	1,199	1,616	1,482	1,124
放課後等デイサービス	人	36	29	38	42	46
	人日	1,162	833	1,122	1,110	1,118

資料：健康福祉課

(3) 特別支援学校

平成29年5月1日現在、特別支援学校に通学している児童・生徒数は、小学部1人、中学部2人、高等部9人の、合計12人です。

図表3-9 特別支援学校の在籍児童・生徒数の推移

単位：人

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	
小学部	1年		1				
	2年				1		
	3年	1				1	
	4年	1	1				1
	5年	2	1	1			
	6年		2	1	1		
	計	4	4	3	2	1	1
中学部	1年	1		2	1		1
	2年				1	1	
	3年	1	1	1		2	1
	計	2	1	3	2	3	2
高等部	1年	1	6	2	3	1	5
	2年	7	1	5	1	3	1
	3年	1	6	1	5	2	3
	計	9	13	8	9	6	9
合 計	15	18	14	13	10	12	

(注) 平成29年5月現在
資料：可茂特別支援学校

(4) 特別支援学級

平成29年5月1日現在、特別支援学級に通学している児童・生徒は、小学生が16人、中学生が5人、合計21人となっています（図表3-10、図表3-11）。平成24年以降、小学生は15人前後、中学生では5人前後で推移しています（図表3-12）。

また、通級指導教室は2学級あり、32人が利用しています（図表3-11）。

図表3-10 特別支援学級児童・生徒数

小 学 校		中 学 校	
学 校 数	在学児童数	学 校 数	在学生徒数
3校	16人	1校	5人

資料：八百津教育委員会（平成29年5月1日現在）

図表3-11 特別支援学級の状況

単位：人

区 分	学級数	在学児童・生徒数									計
		小学校						中学校			
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
知的障がい学級	4学級	1	0	1	3	1	1	0	2	1	10
情緒障がい学級	4学級	0	5	0	1	1	2	0	0	2	11
計		1	5	1	4	2	3	0	2	3	21
通級指導教室	2学級	2	7	4	5	13	1	0	0	0	32

資料：八百津町教育委員会（平成29年5月1日現在）

図表3-12 特別支援学級児童・生徒数の推移

単位：人

区 分	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
小 学 校	19	13	14	14	17	16
中 学 校	5	4	6	5	6	5
計	24	17	20	19	23	21

資料：八百津町教育委員会（各年5月1日現在）

4 雇用・就業

障がいのある人の雇用施策については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、民間企業、国・地方公共団体における障がいのある人の雇用率が定められています。民間企業の法定雇用率は常時雇用している労働者が50人以上の企業に適用され、2.0%と定められています。国、地方公共団体では2.3%となっています。

平成30年4月1日から法定雇用率が引き上げられ、法定雇用率の算定基礎の対象に精神障がい者が追加されます。法定雇用率は、民間企業では2.2%（従業員45.5人以上）、国、地方公共団体では2.5%となります。また、2021年（平成33年）4月までにさらに0.1%引き上げられます。

平成28年6月1日現在、本町職員の障がいのある人の雇用状況は、身体障がいのある人が3人、精神障がいのある人が1人、合計4人となっています。実雇用率は2.40%で法定雇用率を上回っています。

図表3-13 八百津町職員の障がいのある人の雇用状況

単位：人、雇用率は%

区 分	算定基礎 労働者数	障がいのある人			実雇用率
		身体障がい	知的障がい	精神障がい	
平成23年	142	2	2		1.41
平成24年	144	3	3		2.08
平成25年	152.5	3	3		1.97
平成26年	151.5	3	3		1.98
平成27年	148.5	4	3	1	2.69
平成28年	166.5	4	3	1	2.40

(注) 1 各年6月1日現在

2 教育委員会部局を含む

資料：総務課

5 保健・医療

(1) 健康診査

疾病の予防や、障がいの早期発見とその治療・訓練に結びつけるため乳幼児健康診査を実施しています。各健康診査状況は次のとおりです。

図表 3-14 乳幼児健康診査実施状況

単位：受診率は%、他は人

区 分	3 か月児健康診査						9 か月児健康診査					
	対象者数	受診者数	受診率	健 診 結 果			対象者数	受診者数	受診率	健 診 結 果		
				異常なし	要観察	要精検・要医療				異常なし	要観察	要精検・要医療
平成23年度	60	58	98.3	46	2	10	74	72	98.6	56	9	7
平成24年度	78	78	100.0	68	7	3	70	66	94.3	61	3	2
平成25年度	60	58	96.7	54	3	1	66	65	98.5	59	3	3
平成26年度	62	61	98.4	52	6	3	57	57	100.0	43	10	4
平成27年度	62	62	100.0	38	17	7	62	61	98.0	49	7	5
平成28年度	63	62	98.4	45	12	5	63	62	98.4	49	9	4

区 分	1 歳 6 か月児健康診査						3 歳児健康診査					
	対象者数	受診者数	受診率	健 診 結 果			対象者数	受診者数	受診率	健 診 結 果		
				異常なし	要観察	要精検・要医療				異常なし	要観察	要精検・要医療
平成23年度	68	66	97.1	45	19	2	61	61	100.0	49	12	0
平成24年度	61	60	98.4	47	12	1	70	66	94.3	45	19	2
平成25年度	75	72	96.0	63	6	3	71	69	97.2	63	4	2
平成26年度	74	74	100.0	53	18	3	67	66	98.5	47	16	3
平成27年度	61	60	98.4	37	20	3	84	82	97.6	51	20	11
平成28年度	61	60	98.4	41	15	4	60	58	96.6	35	21	2

資料：保健センター

(2) 訪問指導・相談

子育ての不安解消や疾病、障がいの早期発見のため、本町に住む妊産婦や新生児等を対象に保健師が訪問指導を行っています。乳児への訪問指導の延べ人数は平成27年から大幅に増加していますが、これは「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の実績で、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問しています。

図表3-15 訪問指導の状況

単位：人

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
妊産婦	実人員	61	62	62	67	75	63
	延人員	61	63	62	70	87	72
新生児	実人員	1	0	0	0	0	2
	延人員	5	0	0	0	0	6
未熟児	実人員	0	0	0	8	5	1
	延人員	0	0	0	8	7	1
乳 児	実人員	60	65	64	60	67	63
	延人員	60	66	64	63	133	129
幼 児	実人員	0	1	0	1	28	10
	延人員	0	2	0	1	34	11

資料：保健センター

(3) 自立支援医療

自立支援医療とは、心身の障がいの除去や軽減のためにかかる医療費について自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。対象ごとに3つに分かれていましたが、自立支援医療として一本化しました。対象は身体障がいのある人への更生医療、障がいのある児童への育成医療および精神障がいのある人への精神通院医療となっています。自己負担は費用の1割ですが、所得に応じて負担上限月額が決められています。

図表3-16 自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）受給者数の推移

単位：人

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
育成医療	4	3	1	1
更生医療	21	27	30	26
精神通院医療	117	109	104	104

資料：保健所、健康福祉課

(4) 精神保健福祉相談と家庭訪問

精神保健福祉相談と家庭訪問の延べ人員は次のとおりです。

図表3-17 精神保健相談と家庭訪問の状況

単位：人

区 分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
精神保健福祉相談	延人員	17	6	1	6	2	8
家庭訪問	延人員	5	21	20	29	8	27

資料：保健センター

(5) 指定難病、小児慢性特定疾病

平成27年1月1日から、難病医療法の制定と児童福祉法の改正により、難病と小児慢性特定疾病の医療費助成制度が変わりました。

その後、対象となる疾病数は追加され、平成29年4月1日には指定難病は330疾病、小児慢性特定疾病は14疾患群（722疾病）となっています。

本町での指定難病認定患者数と小児慢性特定疾病認定患者の数は次の通りです。

図表3-18 指定難病認定者数・小児慢性特定疾病認定者数の推移

単位：人

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指定難病（管内）	67 (1,067)	70 (1,132)	75 (1,213)	81 (1,283)	79 (1,279)	84 (1,256)
小児慢性特定疾病（管内）	0 (96)	0 (96)	0 (126)	7 (135)	6 (139)	5 (152)

資料：可茂地域の公衆衛生

- (注) 1 平成25年度までは特定疾患認定患者数（56分類）、小児慢性特定疾病認定患者数
 2 平成26年度からは指定難病認定者数（平成26年110疾患 平成27年306疾患）
 3 平成28年度は速報値

(6) 重度心身障害者等医療費助成

重度障がいのある人の経済的負担を軽減し、健康と福祉の増進を図るために医療費を助成しています。対象となるのは、①身体障害者手帳1級～3級の人、②療育手帳A1・A2・B1の人、③精神障害者保健福祉手帳1級・2級の人、④戦傷病者手帳の特別項症から第4項症の人で身体障害者手帳4級の人について、健康保険の自己負担分を助成します（所得制限があります）。

図表3-19 重度心身障害者等医療費助成実績

区 分	受給対象者数（人）	件数（件）	1人当たり助成額（円）	1件当たり助成額（円）
平成23年度	554	14,697	131,148	4,944
平成24年度	552	14,832	137,620	5,122
平成25年度	551	14,990	132,918	4,886
平成26年度	543	14,825	135,640	4,968
平成27年度	546	14,427	130,842	4,952
平成28年度	520	14,115	129,545	4,772

資料：町民課

6 生活支援

(1) 障害福祉サービス

図表3-20は障害福祉サービスの利用状況の一覧です。

就労継続支援A型の利用者数が大幅に増加してきています。施設入所支援は平成27年度に大幅に減少しています。計画相談支援については平成26年度に大幅に増加しています。

図表3-20 障害福祉サービスの利用状況一覧（1か月あたり）

サービス名		単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	人 時間	4 27.0	4 25.0	5 25.3	4 22.9
	重度訪問介護	人 時間				
	同行援護	人 時間	2 61.0	2 85.0	2 58.2	2 50.7
	行動援護	人 時間				
	重度障害者等包括	人 時間				
日中活動系	生活介護	人 人日	39 741	37 740	38 750	38 751
	自立訓練（機能訓練）	人 人日				
	自立訓練（生活訓練）	人 人日	1 15	2 40	1 24	1 18
	自立訓練（宿泊型）	人 人日				
	就労移行支援	人 人日	3 34	2 40	3 15	3 11
	就労継続支援（A型）	人 人日	4 71	12 240	17 279	19 263
	就労継続支援（B型）	人 人日	14 245	16 320	19 337	18 339
	療養介護	人	2	2	2	2
	短期入所（福祉型）	人 人日	2 11	3 21	4 30	4 21
居住系	共同生活援助（グループホーム）	人	9	14	14	14
	施設入所支援	人	27	27	21	20
相談支援	計画相談支援	人/年	5	56	82	70
	地域移行支援	人/年				
	地域定着支援	人/年				

(注) 各年度7月の利用状況

資料：健康福祉課

(2) 地域生活支援事業

地域生活支援事業の利用状況は次のとおりです。

図表3-21 地域生活支援事業の利用状況一覧

区 分		単位	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
理解促進研修・啓発事業					未実施	未実施
自発的活動支援事業					未実施	未実施
相談支援 事業	障害者相談支援事業	か所	7	7	7	7
	基幹相談支援センター			未実施	未実施	未実施
	住宅入居等支援事業			未実施	未実施	未実施
成年後見制度利用支援事業				実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業				実施	実施	実施
意思疎通 支援事業	手話通訳者設置事業	実設置者数	人			
	手話通訳者派遣事業	実利用者数	人/年	5	5	5
	要約筆記者派遣事業	実利用者数	人/年			
日常生活 用具費支 給事業	介護・訓練支援用具	件/年	0	4	0	0
	自立生活支援用具	件/年	0	3	3	1
	在宅療養等支援用具	件/年	0	7	3	4
	情報・意思疎通支援用具	件/年	2	2	1	2
	排せつ管理支援用具	件/年	198	206	194	181
	住宅改修費	件/年	0	1	2	0
手話奉仕員養成講座（終了者）		人/年	-	-	-	2
移動支援事業	実利用者数	人/年	2	1	2	0
	利用時間数	時間/年	31	17	19	0
地域活動支援センター	事業所数	か所	4	4	4	4
	実利用者数	人/年				448
訪問入浴サービス事業	実利用者数	人/年		1	1	1
	利用回数	回/年		7	65	99
日中一時支援事業	実利用者数	人/月	18	14	13	13
	利用回数	回/月	1,929	1,788	1,396	1,422
自動車運転免許取得費助成事業	利用者数	人/年	4	1	2	1
自動車改造助成事業	利用者数	人/年	0	0	0	0

資料：健康福祉課

(3) 補装具

補装具費の支給件数をみると、補聴器と車いすの利用が他の補装具に比べて多くなっています。補聴器は平成26年からの3年間で毎年交付されており、車いすは毎年修理が行われています。

図表3-22 補装具の交付・修理実施状況

単位：件

区 分	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	交付	修理	交付	修理	交付	修理
義肢 義手	0	0	0	1	0	0
義足	1	0	0	3	1	0
装具 上肢	0	0	0	0	1	0
下肢	3	1	2	0	0	1
靴型	1	0	1	0	1	0
体幹	0	0	0	0	0	0
座位保持装置	0	0	0	0	0	0
座位保持いす	2	0	0	0	0	0
その他	1	0	0	0	0	0
盲人安全つえ	2	0	0	0	1	0
起立保持具	0	0	0	0	0	0
眼 鏡	0	0	0	0	0	0
補聴器	4	0	3	5	3	3
車いす	3	3	1	5	0	2
電動車いす	0	0	0	0	0	1
歩行器	0	0	0	0	0	0
歩行補助つえ	0	0	0	0	1	0
重度障害者用 意思伝達装置	0	0	0	0	0	0
義 眼	0	0	0	0	0	0
計	17	4	7	14	8	7

資料：健康福祉課

(4) ニュー福祉機器助成事業

ニュー福祉機器助成事業では、身体障がいのある人（原則として学齢児以上）の活動を支援するため、先進的な福祉機器の購入費の一部を助成する事業です。ただし、介護保険制度から同一種目の貸与を受けることができる場合、この制度による助成は受けられません。

平成28年度までの5年間でパーソナルコンピュータと音声血圧計の利用がありました。

図表3-23 ニュー福祉機器助成事業の利用実績

単位：件

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
パーソナルコンピュータ	0	0	0	0	1
音声炊飯ジャー	0	0	0	0	0
音声ICタグレコーダ	0	0	0	0	0
人工呼吸器	0	0	0	0	0
音声血圧計	2	0	0	0	0
色彩音声案内装置	0	0	0	0	0
障がい物感知センサー	0	0	0	0	0
計	2	0	0	0	1

資料：健康福祉課

(5) 各種手当

「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当があります（所得制限があります）。各種手当の対象と手当の月額、受給者数は次のとおりです。

図表3-24 各種手当の受給状況

単位：人

種 類	対 象	手当月額	受給者数
特別児童扶養手当	20歳未満の心身障害児を養育する父または母、養育者	1級 51,450円	7
		2級 34,270円	14
特別障害者手当	20歳以上の著しく重度の障害を有する在宅障害者	26,810円	8
障害児福祉手当	20歳未満の著しく重度の障害を有する在宅障害児	14,580円	4
経過的福祉手当	20歳以上の従来の福祉手当の受給資格者であって、特別障害者手当および障害基礎年金のいずれも受けることができない在宅の人	14,330円	1

資料：健康福祉課（平成29年4月1日）